



福岡医発第 346 号 (地)  
令和 3 年 4 月 28 日

各 医 師 会 長      殿

福 岡 県 医 師 会  
会 長 松 田 峻一良  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等における  
施設基準等の臨時的な取扱いについて (再周知)

新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等における施設基準等の臨時的な取扱いに係る変更の届出等に関し、これまで令和 2 年 2 月 18 日付け福岡医発第 2969 号 (地) 等において、その取扱いについてお知らせしているところであります。

今般、新型コロナウイルスの感染が引き続き拡大している状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等の診療報酬上の評価を適切に行うことが重要であることから、下記事務連絡で示されてきた臨時的な取扱いについて、日本医師会を通じて、厚生労働省保険局医療課より再周知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、下記通知の主な概要につきましては別紙をご参照ください。

記

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」

令和 2 年 2 月 14 日    厚生労働省保険局医療課    事務連絡  
(令和 2 年 2 月 18 日付け福岡医発第 2969 号 (地))

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 11)」

令和 2 年 4 月 14 日    厚生労働省保険局医療課    事務連絡  
(令和 2 年 4 月 17 日付け福岡医発第 199 号 (地))

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて  
（その 26）」

令和 2 年 8 月 31 日 厚生労働省保険局医療課 事務連絡  
（令和 2 年 9 月 4 日付け福島医発第 1590 号（地））

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて  
（その 39）」

令和 3 年 3 月 26 日 厚生労働省保険局医療課 事務連絡  
（令和 3 年 3 月 30 日付け福島医発第 3365 号（地））

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて  
（その 41）」

令和 3 年 4 月 6 日 厚生労働省保険局医療課 事務連絡  
（令和 3 年 4 月 9 日付け福島医発第 137 号（地））

以上

(保 29)

令和3年4月22日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
松 本 吉 郎  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等における  
施設基準等の臨時的な取扱いについて（再周知）

新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等における施設基準等の臨時的な取扱いに係る変更の届出等については、これまで「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月14日厚生労働省保険局医療課事務連絡)の他、令和2年4月14日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その11)」、令和2年8月31日事務連絡(その26)、令和3年3月26日事務連絡(その39)、令和3年4月6日事務連絡(その41)により、その取扱いが示されているところであります。

今般、新型コロナウイルスの感染が引き続き拡大している状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等の診療報酬上の評価を適切に行うことが重要であることから、上記事務連絡で示されてきた臨時的な取扱いについて、あらためて周知するものであります。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等における施設基準等の  
臨時的な取扱いについて（再周知）

(令 3. 4. 21 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡  
令和 3 年 4 月 21 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等における  
施設基準等の臨時的な取扱いについて（再周知）

新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等における施設基準等の臨時的な取扱いに係る変更の届出等については、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 2 月 14 日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下、「2 月 14 日事務連絡」という。）、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 11）」（令和 2 年 4 月 14 日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下、「4 月 14 日事務連絡」という。）、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 26）」（令和 2 年 8 月 31 日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下、「8 月 31 日事務連絡」という。）、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 39）」（令和 3 年 3 月 26 日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下、「3 月 26 日事務連絡」という。）及び「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 41）」（令和 3 年 4 月 6 日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下、「4 月 6 日事務連絡」という。）においてお示しているところです。

新型コロナウイルス感染症が引き続き拡大していることに鑑み、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等の診療報酬上の評価を適切に行うことが重要であることから、上記事務連絡で示してきた臨時的な取扱いについて、改めて貴管下の保険医療機関へ周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、上記事務連絡で示してきた、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等に対する主な臨時的な取扱いの概要は下記のとおりですが、それぞれの詳細については、これまでの事務連絡の内容を参照ください。

記

新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等における施設基準等の臨時的な取扱いについて

（１）臨時的な取扱いの内容について

- ① 定数超過入院について、「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法について」（平成18年3月23日保医発第0323003号）の第1の2の減額措置は適用しないこと。（2月14日事務連絡1（1））
- ② 月平均夜勤時間数について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和2年3月5日保医発0305第2号。以下「基本診療料の施設基準等通知」という。）の第3の1（1）の規定にかかわらず、変更の届出を行わなくてもよいものとする。（2月14日事務連絡2（1））
- ③ 1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者（以下「看護要員」という。）の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、基本診療料の施設基準等通知の第3の1（3）及び（4）の規定にかかわらず、変更の届出を行わなくてもよいものとする。（2月14日事務連絡2（2））
- ④ DPC対象病院について、「DPC制度への参加等の手続きについて」（令和2年3月27日保医発0327第6号）の第1の4（2）②に規定する「DPC対象病院への参加基準を満たさなくなった場合」としての届出を行わなくてもよいものとする。（2月14日事務連絡2（3））
- ⑤ 平均在院日数、重症度、医療・看護必要度、在宅復帰率及び医療区分2又は3の患者割合等の要件について、基本診療料の施設基準等通知における当該要件を満たさなくなった場合においても、直ちに施設基準の変更の届出を行わなくてもよいものとする。（4月14日事務連絡別添問7）

（2）臨時的な取扱いの対象となる保険医療機関等について

- ① （1）で示した臨時的な取扱いの対象とする保険医療機関等については、（以下「対象医療機関等」という。）以下ア～エのとおりとすること。（8月31日事務連絡1（2）①）

ア 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等

イ アに該当する医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等

ウ 学校等の臨時休業に伴い、職員の勤務が困難となった保険医療機関等

エ 新型コロナウイルス感染症に感染し又は濃厚接触者となり出勤ができない職員が在籍する保険医療機関等

※ ア～エに該当する保険医療機関等については、それぞれ、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた病棟、他の保険医療機関等に職員を派遣した病棟、学校等の臨時休業に伴い職員の勤務が困難となった病棟、感染し又は濃厚接触者となり出勤できない職員が在籍する病棟以外の病棟においても、同様の取扱いとする。なお、ア～エに該当する期間については、当該期間を含む月単位で取り扱うこととする。

- ② ただし、緊急事態宣言（新型インフルエンザ等対策特措法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき行われる、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態が発生した旨の宣言をいう。以下同じ。）において緊急事態措置を実施すべき期間とされた期間については、緊急事態宣言において緊急事態措置を実施すべき区域とされた区域にかかわらず、全ての保険医療機関等について、当該臨時的な取扱いの対象とすることとすること。なお、緊急事態措置を実施すべき期間とされた期間については、当該期間を含む月単位で取り扱うこととすること。（8月31日事務連絡1（2）②）
- ③ 訪問看護ステーションについても、前記①及び②と同様の取扱いとすること。（8月31日事務連絡1（2）③）
- ④ 新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院が必要な患者を受け入れた保険医療機関については、対象医療機関等とみなすこととすること。（3月26日事務連絡別添問1）
- ⑤ 新型インフルエンザ等対策特措法（平成24年法律第31号）第31条の4第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下、「重点措置」という。）を実施すべき区域として公示された区域において、重点措置を実施すべき期間とされた期間については、当該区域を含む都道府県に所在する全ての保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーションについて、対象医療機関等とみなすこととすること。なお、重点措置を実施すべき期間とされた期間については、当該期間を含む月単位で取り扱うこととすること。（4月6日事務連絡）